

議案第 5 号

瑞穂町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 3 月 2 日

提出者 瑞穂町長 石 塚 幸右衛門

(提案理由)

行政不服審査法（昭和 3 7 年法律第 1 6 0 号）の改正等に伴い、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(瑞穂町職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 瑞穂町職員の給与に関する条例（昭和 2 6 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条の 3 第 2 項中「行政不服審査法（昭和 3 7 年法律第 1 6 0 号）第 1 4 条又は第 4 5 条」を「行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）第 1 8 条第 1 項本文」に改める。

(瑞穂町固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第 2 条 瑞穂町固定資産評価審査委員会条例（昭和 2 6 年条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「次の各号」を「次」に改め、同項第 1 号中「住所」の次に「又は居所」を加え、同項中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号

を加える。

(2) 審査の申出に係る処分の内容

第4条第3項中「住所」の次に「又は居所」を加え、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第13条第1項」を「行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第3条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

第6条中第3項を第4項とし、第2項ただし書を削り、同項を第3項とし、同項の前に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。

第6条に次の1項を加える。

5 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを町長に送付しなければならない。

第10条第1項中「前2条」を「前3条」に改める。

第11条第1項中「場合においては、」の次に「次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した」を加え、同項に次の各号を加える。

(1) 主文

(2) 事案の概要

(3) 審査申出人及び町長の主張の要旨

(4) 理由

(公聴会等に参加した者の実費弁償に関する条例の一部改正)

第3条 公聴会等に参加した者の実費弁償に関する条例（昭和36年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第29条第4項の規定に基づく次の各号に」を「第35条第4項の規定並びにその他法令及び条例の規定に基づく次に」に改め、同条第6号中「第29条第1項」を「第35条第1

項」に改め、同条に次の3号を加える。

(7) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第34条（同法第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第74条の規定による求めに応じて出頭した者

(8) 瑞穂町情報公開条例（平成12年条例第28号）第22条第5項の規定により瑞穂町情報公開審査会の求めに応じて出頭した者（審査請求人及び実施機関の職員を除く。）

(9) 瑞穂町個人情報保護条例（平成15年条例第3号）第24条第5項の規定により瑞穂町個人情報保護審査会の求めに応じて出頭した者（審査請求人及び実施機関の職員を除く。）

（瑞穂町行政手続条例の一部改正）

第4条 瑞穂町行政手続条例（平成8年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第19条第2項第4号中「あったことのある者」を「あった者」に改める。

（瑞穂町情報公開条例の一部改正）

第5条 瑞穂町情報公開条例（平成12年条例第28号）の一部を次のように改正する。

目次中「第21条・第22条」を「第21条—第22条」に改める。

第2条の見出しを「(定義)」に改め、同条第2号中「出力」を「出力され、」に改める。

第8条第2項中「汚損」を「汚損され」に改める。

第13条中「前4条」を「第9条から前条までの規定」に改める。

第21条を次のように改める。

（審査請求等）

第21条 この条例による情報の公開の請求に対する決定又は不作為について不服がある者は、審査請求をすることができる。

2 この条例による情報の公開の請求に対する決定又は不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

第21条の次に次の1条を加える。

(審査会への諮問)

第21条の2 情報の公開の請求に対する決定又は不作為について審査請求があった場合は、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、瑞穂町情報公開審査会に諮問し、当該審査請求についての裁決を行うものとする。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る情報の全部を公開することとする場合（第三者から当該情報の公開について反対の意思を表示した書面が提出されている場合を除く。）

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

第22条第5項中「認めた場合には、不服申立人」を「認めるときは、審査請求人」に改める。

第24条中「又は」を「、又は」に改める。

(瑞穂町個人情報保護条例の一部改正)

第6条 瑞穂町個人情報保護条例（平成15年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第22条の次に次の1条を加える。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第22条の2 この条例による自己情報の開示若しくは訂正等の請求に対する決定又は不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項の規定は、適用しない。

第23条を次のように改める。

(審査請求)

第23条 実施機関は、この条例による自己情報の開示若しくは訂正等の請求に対する決定又は不作為に係る審査請求があった場合は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、瑞穂町個人情報保護審査会に諮問し、当該審査請求についての裁決を行うものとする。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る自己情報の全部を開示することとする場合（第三者から当該自己情報の開示について反対の意思を表示した書面が提出されている場合を除く。）
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る自己情報の訂正等を行うこととする場合

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

第24条第1項中「前条」を「前条第1項」に改め、同条第5項中「認めた場合には、不服申立人」を「認めるときは、審査請求人」に改める。

第33条中「違反して秘密を漏らした者」を「違反した者」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第2条の規定による改正後の瑞穂町固定資産評価審査委員会条例第4条第2項、第3項及び第6項、第6条第2項、第3項及び第5項並びに第11条第1項の規定は、平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出について適用し、平成27年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出（申出期間の初日が平成28年4月1日以降である審査の申出を除く。）については、なお従前の例による。

第1条による改正

瑞穂町職員の給与に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>第1条から第16条の2 略 (期末手当の一時差止め)</p> <p>第16条の3 略</p> <p>2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)を受けた者は、<u>行政不服審査法(平成26年法律第68号)第18条第1項本文</u>に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。</p> <p>3から6 略</p> <p>第17条から第23条 略</p> <p>別表第1から別表第4 略</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u> (<u>施行期日</u>)</p> <p>1 <u>この条例は、平成28年4月1日から施行する。</u></p> <p>2 略</p>	<p>第1条から第16条の2 略 (期末手当の一時差止め)</p> <p>第16条の3 略</p> <p>2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)を受けた者は、<u>行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第14条又は第45条</u>に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。</p> <p>3から6 略</p> <p>第17条から第23条 略</p> <p>別表第1から別表第4 略</p>

第2条による改正

瑞穂町固定資産評価審査委員会条例 新旧対照表

新	旧
<p>第1節及び第2節 略</p> <p>第3節 略</p> <p>(審査の申出)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 審査申出書には、<u>次に掲げる事項を記載しなければならない。</u></p> <p>(1) 審査申出人の氏名又は名称及び住所又は居所</p> <p><u>(2) 審査の申出に係る処分の内容</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>3 審査申出人が、法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって審査の申出をするときは、審査申出書には、前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所又は居所を記載し、<u>行政不服審査法施行令(平成27年政令第391号)第3条第1項に規定する書面を添付しなければならない。</u></p> <p>4及び5 略</p> <p>6 <u>審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。</u></p> <p>第5条 略</p> <p>第4節 略</p> <p>(書面審理)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、行政手続等にお</p>	<p>第1節及び第2節 略</p> <p>第3節 略</p> <p>(審査の申出)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 審査申出書には、<u>次の各号</u>に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 審査申出人の氏名又は名称及び住所_____</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>3 審査申出人が、法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって審査の申出をするときは、審査申出書には、前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所_____を記載し、<u>行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第13条第1項に規定する書面を添付しなければならない。</u></p> <p>4及び5 略</p> <p>第5条 略</p> <p>第4節 略</p> <p>(書面審理)</p> <p>第6条 略</p>

ける情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。

3 委員会は、弁明書の提出があった場合においては、審査申出人に対しその副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付しなければならない。

4 略

5 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを町長に送付しなければならない。

第7条から第9条 略

(議事についての調書)

第10条 書記は、前3条に規定するもののほか、委員会の議事について調書を作成しなければならない。

2 略

(決定書の作成)

第11条 委員会は、審査の決定をする場合においては、次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した決定書を作成しなければならない。

(1)主文

(2)事案の概要

(3)審査申出人及び町長の主張の要旨

(4)理由

2 略

第12条 略

第5節 略

2 委員会は、弁明書の提出があった場合においては、審査申出人に対しその副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付しなければならない。ただし、審査の申出の全部を容認すべきときは、この限りでない。

3 略

第7条から第9条 略

(議事についての調書)

第10条 書記は、前2条に規定するもののほか、委員会の議事について調書を作成しなければならない。

2 略

(決定書の作成)

第11条 委員会は、審査の決定をする場合においては、_____決定書を作成しなければならない。

2 略

第12条 略

第5節 略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条の規定による改正後の瑞穂町固定資産評価審査委員会条例第4条第2項、第3項及び第6項、第6条第2項、第3項及び第5項並びに第11条第1項の規定は、平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出について適用し、平成27年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出(申出期間の初日が平成28年4月1日以降である審査の申出を除く。)については、なお従前の例による。

第3条による改正

公聴会等に参加した者の実費弁償に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>(条例の適用範囲)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第207条、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第212条第3項及び農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第35条第4項の規定並びに<u>その他法令及び条例の規定に基づく次に掲げる者に対する実費弁償は、この条例の定めるところによる。</u></p> <p>(1)から(5) 略</p> <p>(6)農業委員会等に関する法律第35条第1項の規定により農業委員会の請求に応じて出頭した者</p> <p>(7)<u>行政不服審査法(平成26年法律第68号)第34条(同法第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)</u>又は第74条の規定による求めに応じて出頭した者</p> <p>(8)<u>瑞穂町情報公開条例(平成12年条例第28号)第22条第5項の規定により瑞穂町情報公開審査会の求めに応じて出頭した者(審査請求人及び実施機関の職員を除く。)</u></p> <p>(9)<u>瑞穂町個人情報保護条例(平成15年条例第3号)第24条第5項の規定により瑞穂町個人情報保護審査会の求めに応じて出頭した者(審査請求人及び実施機関の職員を除く。)</u></p> <p>第2条から第4条 略</p> <p>別表 略</p> <p><u>附 則</u> (施行期日)</p>	<p>(条例の適用範囲)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第207条、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第212条第3項及び農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第29条第4項の規定に基づく次の各号に掲げる者に対する実費弁償は、この条例の定めるところによる。</p> <p>(1)から(5) 略</p> <p>(6)農業委員会等に関する法律第29条第1項の規定により農業委員会の請求に応じて出頭した者</p> <p>第2条から第4条 略</p> <p>別表 略</p>

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

2 略

第4条による改正

瑞穂町行政手続条例 新旧対照表

新	旧
<p>目次 略</p> <p>第1章及び第2章 略</p> <p>第3章 略</p> <p>第1節 略</p> <p>第2節 略</p> <p>第15条から第18条 略</p> <p>(聴聞の主宰)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1)から(3) 略</p> <p>(4)前3号に規定する者であつた者</p> <p>(5)(6) 略</p> <p>第20条から第26条 略</p> <p>第3節 略</p> <p>第4章から第5章 略</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>2 略</u></p>	<p>目次 略</p> <p>第1章及び第2章 略</p> <p>第3章 略</p> <p>第1節 略</p> <p>第2節 略</p> <p>第15条から第18条 略</p> <p>(聴聞の主宰)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1)から(3) 略</p> <p>(4)前3号に規定する者であつたことのある者</p> <p>(5)(6) 略</p> <p>第20条から第26条 略</p> <p>第3節 略</p> <p>第4章から第5章 略</p>

瑞穂町情報公開条例 新旧対照表

新	旧
<p>目次</p> <p>第1章から第3章 略</p> <p>第4章 救済手続及び救済機関(<u>第21条—第22条</u>)</p> <p>第5章及び第6章 略</p> <p>附則</p> <p>第1章 略</p> <p>第1条 略</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2)情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的に記録されているものから<u>出力され、又は採録されたもので、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、実施機関が保有しているものをいう。</u></p> <p>(3) 略</p> <p>第3条及び第4条 略</p> <p>第2章 略</p> <p>第5条から第7条 略</p> <p>(情報の公開の方法)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 実施機関は、情報の原本を公開することにより、当該情報が<u>汚損され、又は破損されるおそれがあると認められるとき、その他合理的な理由があると認めるときは、当該情報の写しにより公開することができる。</u></p> <p>第9条から第12条 略</p> <p>(情報の一部公開)</p>	<p>目次</p> <p>第1章から第3章 略</p> <p>第4章 救済手続及び救済機関(<u>第21条・第22条</u>)</p> <p>第5章及び第6章 略</p> <p>附則</p> <p>第1章 略</p> <p>第1条 略</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2)情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的に記録されているものから<u>出力又は採録されたもので、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、実施機関が保有しているものをいう。</u></p> <p>(3) 略</p> <p>第3条及び第4条 略</p> <p>第2章 略</p> <p>第5条から第7条 略</p> <p>(情報の公開の方法)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 実施機関は、情報の原本を公開することにより、当該情報が<u>汚損、又は破損されるおそれがあると認められるとき、その他合理的な理由があると認めるときは、当該情報の写しにより公開することができる。</u></p> <p>第9条から第12条 略</p> <p>(情報の一部公開)</p>

第13条 実施機関は、公開請求に係る情報に、第9条から前条までの規定のいずれかに該当することにより公開しないことができる情報とそれ以外の情報とが併せて記録されている場合において、公開しないことができる情報に係る部分とそれ以外の部分とを容易に分離することができ、かつ、当該分離により公開の請求の趣旨が損なわれることがないと認めるときは、公開しないことができる情報に係る部分を除いて、情報の公開をするものとする。

第14条 略

第3章 略

第4章 略

(審査請求等)

第21条 この条例による情報の公開の請求に対する決定又は不作為について不服がある者は、審査請求をすることができる。

2 この条例による情報の公開の請求に対する決定又は不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項の規定は、適用しない。

(審査会への諮問)

第21条の2 情報の公開の請求に対する決定又は不作為について審査請求があった場合は、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、瑞穂町情報公開審査会に諮問し、当該審査請求についての裁決を行うものとする。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審

第13条 実施機関は、公開請求に係る情報に、前4条のいずれかに該当することにより公開しないことができる情報とそれ以外の情報とが併せて記録されている場合において、公開しないことができる情報に係る部分とそれ以外の部分とを容易に分離することができ、かつ、当該分離により公開の請求の趣旨が損なわれることがないと認めるときは、公開しないことができる情報に係る部分を除いて、情報の公開をするものとする。

第14条 略

第3章 略

第4章 略

(不服申立て等)

第21条 この条例による情報の公開の請求に対する決定について不服がある者は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立てをすることができる。

2 前項の不服申立てがあった場合には、当該決定を取り消すとき及び当該不服申立てが明らかに不適法であることを理由として却下するときを除き、速やかに瑞穂町情報公開審査会に諮問し、その答申を尊重して当該不服申立てについての決定を行うものとする。

査請求に係る情報の全部を公開することとする場合(第三者から当該情報の公開について反対の意思を表示した書面が提出されている場合を除く。)

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

(情報公開審査会)

第22条 略

2から4 略

5 審査会は、第1項に規定する審議のため必要があると認めるときは、審査請求人、実施機関の職員その他関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な調査をすることができる。

6及び7 略

第5章 略

第23条 略

(出資団体等の情報公開)

第24条 町が出資し、又は財政上の援助を行う法人その他の団体で、実施機関が定めるものについては、この条例の趣旨にのっとりその保有する文書等の公開に努めるものとする。

第25条 略

第6章 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

2 略

(情報公開審査会)

第22条 略

2から4 略

5 審査会は、第1項に規定する審議のため必要があると認めた場合には、不服申立人、実施機関の職員その他関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な調査をすることができる。

6及び7 略

第5章 略

第23条 略

(出資団体等の情報公開)

第24条 町が出資し又は財政上の援助を行う法人その他の団体で、実施機関が定めるものについては、この条例の趣旨にのっとりその保有する文書等の公開に努めるものとする。

第25条 略

第6章 略

第6条による改正

瑞穂町個人情報保護条例 新旧対照表

新	旧
<p>目次 略</p> <p>第1章から第3章 略</p> <p>第4章 略</p> <p>第22条 略</p> <p><u>(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)</u></p> <p><u>第22条の2 この条例による自己情報の開示若しくは訂正等の請求に対する決定又は不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項の規定は、適用しない。</u></p> <p><u>(審査請求)</u></p> <p><u>第23条 実施機関は、この条例による自己情報の開示若しくは訂正等の請求に対する決定又は不作為に係る審査請求があった場合は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、瑞穂町個人情報保護審査会に諮問し、当該審査請求についての裁決を行うものとする。</u></p> <p><u>(1)審査請求が不適法であり、却下する場合</u></p> <p><u>(2)裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る自己情報の全部を開示することとする場合(第三者から当該自己情報の開示について反対の意思を表示した書面が提出されている場合を除く。)</u></p> <p><u>(3)裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る自己情報の訂正等を行うこととする場合</u></p>	<p>目次 略</p> <p>第1章から第3章 略</p> <p>第4章 略</p> <p>第22条 略</p> <p><u>(不服申立て等)</u></p> <p><u>第23条 実施機関は、この条例による自己情報の開示及び訂正等の請求に対する決定について、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立てがあった場合には、当該決定を取り消すとき、又は当該不服申立てが明らかに不適法であることを理由として却下するときを除き、速やかに瑞穂町個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して当該不服申立てについての決定を行うものとする。</u></p>

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

(個人情報保護審査会)

第24条 前条第1項に規定する諮問に応じて審議を行うため、瑞穂町個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2から4 略

5 審査会は、第1項に規定する審議のため必要があると認めるときは、審査請求人、実施機関の職員その他関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な調査をすることができる。

6及び7 略

第5章 略

第6章 略

第30条から第32条 略

第33条 第24条第6項の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第34条及び第35条 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

2 略

(個人情報保護審査会)

第24条 前条に規定する諮問に応じて審議を行うため、瑞穂町個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2から4 略

5 審査会は、第1項に規定する審議のため必要があると認めた場合には、不服申立人、実施機関の職員その他関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な調査をすることができる。

6及び7 略

第5章 略

第6章 略

第30条から第32条 略

第33条 第24条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第34条及び第35条 略